

公募型プロポーザルの手続の開始について

次のとおり、大阪急性期・総合医療センターエネルギーサービス事業公募型プロポーザルの提出を招請します。

平成30年12月10日

大阪府立病院機構

大阪急性期・総合医療センター

総長 後藤 満一

1 事業概要

(1) 事業名称

大阪急性期・総合医療センターエネルギーサービス事業

(2) 事業場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

(3) 事業内容

実施要項による。

(4) 事業期間（予定）

(1) 改修工事：平成31年（2019年）10月から平成33年（2021年）3月

(2) 省エネルギーサービス：

平成33年度（2021年度）から平成48年度（2036年度）まで（15年）

2 応募者の資格

本事業の応募者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

⑧ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札

代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公告の日から事業予定者決定の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (7) 平成24年4月1日から公告の日までに許可病床200床以上の医療機関との間でエネルギーサービス事業（エネルギー供給機器の設計、整備、資産所有及びメンテナンスを全て含んだ事業）を1件以上締結し、問題なく履行している実績があること。なお、契約期間中であっても、既に1年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとする。
- (8) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「電気設備（種目コード005）」、「自家用電気工作物保安管理（種目コード006）」、「冷凍設備（種目コード008）」及び「空調・冷暖房・換気設備（種目コード009）」すべてに登録されている者であること。

3 評価方法

① 提案書の評価

提案書の応募条件を満たした者から提出される事業提案書をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、経済性、信頼性等の各要素を総合的に評価し、最優秀提案を1者選定し、次点で優秀提案を1者選定する。

② 評価は、大阪急性期・総合医療センターエネルギーサービス事業プロポーザル選定委員会が行う。

4 手続等

(1) 事務局

〒558-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号
大阪急性期・総合医療センター 施設保全グループ
TEL：06-6692-1201（内線3011） FAX：06-6606-7004
メール：shisetsu-hozen@gh.opho.jp

(2) 実施要項等の交付方法

ア.交付期間

平成30年12月10日（月）午前9時から平成30年12月20日（木）午後5時まで

イ.交付場所

上記(1)事務局での交付によるものとする。

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア.提出期間

平成30年12月10日（月）午前9時から平成30年12月20日（木）午後5時までに必着のこと。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ.提出場所

上記(1) 事務局に同じ。

ウ.提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア.提出期限

平成31年2月8日（金）午後5時までに必着のこと。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ.提出場所

上記(1) 事務局に同じ。

ウ.提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

応募、提案に係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

大阪急性期・総合医療センターに提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結等の交渉

特定した提案書の提出者に対して、当該業務に係る契約締結等の交渉を行う。

(5) 詳細は、実施要項等による。